

(2) 肢体不自由

<事例1>

肢体不自由
小学生

申し出内容

- ・車いすでの学校生活がスムーズに送れるようにしてほしい。
- ・可動式の机を使用したい。
- ・車いすが通れるように段差をなくしてほしい。
- ・体温調節ができず、保冷剤を使用するため、冷凍庫を用意してほしい。

提供までの流れ

- ① 保護者が教育委員会に申し出る。
- ② 導尿や移乗の支援を行う看護師の配置を決める。
- ③ 学校長に対応を伝える。
- ④ 校内で環境整備等を進め、保護者に伝える。

提供内容

- ・車いすが入る可動式の机を用意する。
- ・冷凍庫を学級に設置する。
- ・昇降口に車いすが通ることができるように、スロープを製作、設置する。
- ・学級は1階に配置する。

<事例2>

肢体不自由 知的障害
人工肛門 中学生

人工肛門の排泄を処理できる設備を設置して、自分で処理ができるようにしてほしい。

- ① 本人、保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 特別支援教育校内委員会で検討し、市町村の医療的ケア検討委員会で検討してもらうことを決定する。
- ③ 学校が、市町村の医療的ケア委員会の場で報告する。
- ④ 市町村の医療的ケア委員会にて、設置を検討する。

- ・教室から近く、通常の学級の生徒の使用頻度が低い多目的トイレにオストメイト対応の流しを設置する。
- ・設置後は、週1回の訪問看護で指導を受けながら教員が見守り、できるだけ本人だけで利用できるように支援していく。

<事例3>

肢体不自由 知的障害
小学生

病気により、便意を感じられないが、おむつや特別な対応を本人が受け入れられないため、失敗したときの対策をとってほしい。

- ① 保護者が校長に申し出る。
- ② 校内で対応を検討し、保護者に対応内容を伝える。

- ・トイレを改造し、簡易的シャワーを設置する。
- ・失敗したときの汚物入れをトイレ屋外部に設置し、保護者の迎えの際に持ち帰ることができるようにする。

<事例4>

肢体不自由
中学生

- ・空間認識が苦手で、テスト時に解答用紙と問題用紙の間に視線を移動させると、どの問題をやっているかわからなくなるので、配慮してほしい。
- ・体温調節が苦手であるため、暑さ、寒さに対応できるようにしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 校長に申し出を伝え、四役、該当学年、担任で配慮内容を検討する。
- ③ 配慮内容を保護者に伝える。

- ・テストは別室で受け、支援員が現在やっている問題に対して、無言で、指追いで知らせる。
- ・校則で決まった服以外の着用を認める。個人で用意した冷暖房機器も活用できるようにする。

<事例5>

肢体不自由 知的障害
口蓋裂 小学生

給食の際、本人が食べやすいように
食材の種類や大きさ等を配慮してほ
しい。

- ① 保護者が学校に申し出る。
- ② 学校が、市町村教育委員会に相談する。
- ③ 教育委員会の特別支援教育アドバイザーが、こども発達センター職員（作業療法士・療育担当）と学校を訪問し、支援について検討する。
- ④ 保護者と特別支援教育アドバイザー、発達センター職員、指導主事、校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任とで検討会を開き、支援の内容を共通理解する。

担任がスプーン等で細かくして、口に運ぶ。細かくしにくい食材は、事前に保護者と情報共有し、代替食をもってくる。

<事例6>

肢体不自由 知的障害
小学生

- ・誤嚥が心配なため、給食時に食材を小さく刻んでもらいたい。
- ・トイレの便座に幼児用便座と踏み台を取り付けてほしい。

- ① 保護者が学校に申し出る。
- ② 校長から市町村教育委員会へ申し出内容を伝える。
- ③ 市町村教育委員会と学校とで検討し、食事に関しては、安全面から保護者に対応をお願いする。

- ・（代替案）保護者が給食時に付き添い、食事を小さく刻んだり、見守ったりする。
- ・取り外し可能な幼児用便座と踏み台を当該児童が利用するトイレに常備し、必要に応じて職員が設置し対応する。

<事例7>

肢体不自由 知的障害
小学生

排泄の際、オムツとともにコルセットを外し、再び装着するという装具の脱着を行ってほしい。

- ① 保護者が校長に申し出る。
- ② 申し出を受け、校長が市町村教育委員会へ報告、相談する。
- ③ 市町村教育委員会で、装具の脱着に必要な手順、人的配置を確認する。
- ④ 市町村の顧問弁護士に相談し、支援の留意事項、合理的配慮のとらえ方、事故に至らないための配慮について指導を受ける。
- ⑤ 学校へ指導内容を報告するとともに、介助員に装具の脱着を依頼する。
- ⑥ 装具脱着の仕方について、管理職、担任立ち会いのもと、保護者が介助員に説明する場を設ける。その際、子ども発達支援センターの作業療法士にも立ち会いを依頼し、適切な脱着が行われるよう助言を求める。

- ・排泄の際、介助員が装具の脱着を担当する。
- ・校外学習等、通常と異なる場面などでは、保護者の協力を要請する。

<事例8>

肢体不自由 知的障害
小学生

- ・徒歩通学圏であるが、バスで通学したい。
- ・靴の脱着が一人でできるようにしてほしい。
- ・学習に時間がかかるので支援してほしい。

- ① 保護者が管理職へ申し出る。
- ② 保護者と、管理職が面談を行い、入学後の対応を検討する。
- ③ 市町村教育委員会に報告し、対応を保護者へ伝える。

- ・バス通学の乗車時は保護者が対応する。登校時の降車時は高学年児童と学校職員で見守る。
- ・児童玄関、体育館下駄箱付近に椅子を置き、自力で靴の脱着を行えるようにする。
- ・学習の際には、プリント類を押さえる文鎮や板書を写真に撮るタブレット端末など、補助具を使用する。

<事例 9>

肢体不自由 知的障害
小学生

低身長のため、学校の設備を使用する際に不便のないように配慮してほしい。身体への負担を減らすために、リュックサックを使用したい。

- ① 保護者が特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 特別支援教育校内委員会で検討する。
- ③ 検討内容を保護者に伝える。

- ・トイレ、手洗い場等に踏み台を設置する。
- ・手洗い場の蛇口にレバーをつける。
- ・姿勢保持を目的とした肘付き養護椅子を用意する。机に傾斜のある台を設置する。
- ・リュックサックでの登下校を可とする。

<事例 10>

肢体不自由 知的障害
小学生

水泳の授業を他の児童と同様に行ってほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 管理職、関係職員で対応を検討する。
- ③ 安全面、衛生面等を考慮し、代替案を保護者に伝える。

(代替案)

家庭用の小さなプールを用意し、じょうろ等で体に水をかけるなどの水遊びを体験する。その後、プールに足をつけるなど、少しずつ水に慣れるよう指導していく。

<事例 1 1>

肢体不自由
小学生

バギーや車いすのまま、特別教室での授業も受けることができるように、エレベーターを設置してほしい。

- ① 保護者が入学前に学校へ申し出る。
- ② 市町村教育委員会に保護者の申し出を伝える。
- ③ 市町村教育委員会より他校にある階段昇降機の使用を提案する。
- ④ 階段昇降機を移設し、保護者、本人に体験してもらう。

(代替案)
階段昇降機を使用することとする。

<事例 1 2>

肢体不自由
中学生

学校にいるすべての時間で介助員を付けてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 市町村教育委員会担当者に保護者の要望を伝え、助言を受ける。
- ③ 助言を受け、校内で代替案を検討する。
- ④ 保護者に代替案を伝える。

(代替案)

- ・介助員の勤務時間について、できる範囲で柔軟に対応する。
- ・生徒の時間割を変更し、介助員がつかない時間に、保護者の負担が少ない教科を配置し、付添をお願いする。

<事例Ⅰ 3>

肢体不自由 視覚障害
小学生

- ・昇降口や通路、階段等に手すりやスロープを付けてほしい。
- ・傾斜がきついスロープについて、傾斜が緩やかなスロープに改修してほしい。
- ・緩やかな傾斜のある場所を平らにしてほしい。

- ① 保護者が担任を通して学校に要望を伝える。
- ② 学校からの相談を受けた市町村教育委員会が現地を視察し、学校の意見を聞く。
- ③ 市町村教育委員会で対応策を検討し、学校に説明する。
- ④ 市町村教育委員会の対応策を学校が保護者に説明し、合意形成を図る。

- ・昇降口や通路に手すりを設置する。
- ・床に敷いてあるマットを2色にわけ、手すり側の通路を見やすくする。
- ・手すりの凹凸をなくし、つかまりやすいように改修する。
- ・平らな部分と傾斜がある部分が見やすくなるように、平らな部分の床に色をつける。
- ・(代替案) 傾斜のきついスロープ改修は予算的に難しいため、手すりを設置する。

<事例Ⅰ 4>

肢体不自由
小学生

教室の出入り口が狭いため、車いすが自走して教室に入る際に手をぶつけてしまう可能性がある。もっと広い出入口にしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 管理職へ申し出を伝える。
- ③ 申し出について、職員で検討し、検討内容を保護者に伝え、合意形成を図る。

教室の一つの出入り口の扉を外し、カーテンを取り付ける。

<事例Ⅰ 5>

肢体不自由
小学生

電動車いすを使用するが、通常の学級に在籍したい。

- ① 保護者が教育相談において、特別支援教育コーディネーターに申し出る。
- ② 市町村教育委員会指導主事、学校づくり推進課職員、特別支援教育コーディネーターが幼稚園を訪問し、園児の様子を観察し、配慮について情報交換する。
- ③ 校務主任が特別支援学校を訪問し、施設備品について相談する。
- ④ 学校教育課指導主事、学校づくり推進課が小学校を訪問し、施設面の確認をする。
- ⑤ 市町村教育支援委員会で検討する。
- ⑥ 学校にて、保護者、本人、関係機関職員が参加し、支援方法についてのケース会議を行う。

- ・校内では電動車いすを使用する。
- ・多目的トイレを改修する。
- ・折り畳み式スロープを用意し、段差のある場所でも移動できるようにする。
- ・授業では、デージー教科書を使用する。
- ・給食は、本人用の食器を毎日持参し、使用する。
- ・定期的に特別支援教育アドバイザーを学校に派遣し、指導・支援方法を助言する。

<事例Ⅰ 6>

肢体不自由 知的障害
人工肛門 中学生

車いすの学校生活が必要となるため、学校施設の支障箇所の改善を検討してほしい。

- ① 保護者が管理職に申し出る。
- ② 学校から市町村教育委員会に要望を申し出る。
- ③ 市町村教育委員会で検討し、予算措置をする。
- ④ 保護者に配慮内容を伝える。

- ・車椅子で利用できるトイレを使いやすいように改修する。流すレバーが背面にしかなかったため、便座左側にボタンを設置する。非常通報ボタンやシャワートイレを設置する。
- ・進級によって教室が変わっても使用できるように、組み立て式スロープを設置する。

<事例Ⅶ>

肢体不自由
小学生

体に熱がこもりやすく、体温調節が難しい。運動会で長時間外にいるときの対応をしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 学校で相談し、対応策を検討する。
- ③ 保護者に対応内容を伝える。

- ・ テントを立て、日陰を作る。
- ・ 日傘を持参し、座席で差す。
- ・ エアコンをかけ、教室を冷やしておき、こまめに休憩できるようにする。
- ・ 運動会当日だけでなく、練習のときも含め、エアコンを常時稼働させて、休憩できるようにする。

<事例Ⅷ>

肢体不自由
小学生

- ・ 教室を交流学級の教室と同じ2階にしてほしい。
- ・ 2階のトイレを使いやすくしてほしい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 校務主任、担任、特別支援教育コーディネーターで相談し、申し出内容を検討する。
- ③ 保護者に対応内容を伝える。

- ・ 該当児童の教室を2階に配置する。
- ・ ソファベッドも2階に移動させ、教室内に手すりをつける。
- ・ 階段の上り下りは、教職員が対応する。
- ・ 2階トイレの一番奥の個室の扉を固定し、通路をカーテンで仕切って広い個室とし、付き添いありでもトイレが使えるようにする。

<事例 19>

肢体不自由
中学生

導尿をすることによって、授業に出られない時間を少しでも短くしたい。

- ① 保護者が担任に申し出る。
- ② 本人、保護者、担任で面談を行う。
- ③ 担任と学年主任、特別支援教育コーディネーターで話し合い、配慮内容を検討する。
- ④ 保護者に配慮内容を伝える。

導尿の時間前後の時間割について、可能な限り配慮し、5教科の授業に出やすいように組む。

<事例 20>

肢体不自由
小学生

避難訓練も含み、避難するときに、クラスの子どもと一緒に避難できるようにしてほしい。

- ① 保護者が管理職に申し出る。
- ② 校内で現状や課題等について話し合う。
- ③ 管理職が特別支援教育アドバイザーに相談する。
- ④ 特別支援教育アドバイザーが国立特別支援教育総合研究所から情報を得て、便利グッズ(補助袋)を紹介する。
- ⑤ 補助袋の使用方法等について校内で検討するとともに、男性支援員の配置を要望する。
- ⑥ 保護者に配慮内容を伝える。

- ・ 本人を抱えることのできる支援員を配置する。
- ・ みんなと同じルートで避難できるように、補助袋を購入し、避難する際に使用する。

※補助袋：抱っこ紐のようなもの

<事例 2 1>

肢体不自由
中学生

右半身に麻痺があり、指先の細かい作業を正確に行うことができない。理科の学習で作図を行う際に、定規を用いて両手を使い、作業をすることが難しいので配慮してほしい。

- ① 本人が担任に申し出る。
- ② 当該学年や教科部会でケース会議を行い、対応を検討する。
- ③ 対応策を本人・保護者へ提案する。

- ・理科の授業において、タブレット端末で作図を行う。
- ・定期テスト、(理科、数学)においても、作図の問題については、タブレット端末で回答を行う。

<事例 2 2>

肢体不自由
小学生

修学旅行でみんなと共に行動させたい。精神的な自立を目指し、保護者の介助がない形で参加させたい。

- ① 5年時の夏に保護者が担任に要望を申し出る。
- ② 校内で検討した後、管理職が教育委員会に相談する。
- ③ 保護者、学校、教育委員会で話し合う。
- ④ 看護師等が付き添って参加できるように市に予算要望をする。
- ⑤ 保護者の合意を得て、看護師派遣事業所より派遣を依頼する。

- ・看護師派遣事業所より派遣された看護師が、全行程対象児童に付き添う。